令和６年８月１日

はじめにお読みください

設計等の業務に関する報告書（建築士法 23 条の 6）が

未提出の設計事務所は、更新・変更届の申請時に必ず一緒に提出してください

■設計等の業務に関する報告書（建築士法23条の6）について

建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関する報告書（建築士法23条の6）を

毎事業年度経過後三ヶ月以内に、都道府県知事に提出することが義務付けられています

（一社）高知県建築士事務所協会は、令和 6 年 8 月から知事宛の業務に関する報告書（建築士法 23 条の 6）の受理および閲覧等の事務を高知県より受託しております

■業務実績がない場合でも提出が必要です

■毎事業年度終了後（決算月終了後）3 ヶ月以内に提出してください

■事業年度ごとに 1 部、提出してください（多年度分をまとめて提出することはできません）

■提出された報告書は、5 年間、一般の閲覧に供されます（同法第 23 条の 9）

■報告書を提出しなければ 30 万円以下の罰金に処せられる場合があります（同法第 40 条）

■報告書（23 条の 6）の様式は当協会ホームページからダウンロードできます

※　注意

「設計等の業務に関する報告書（建築士法 23 条の 6）」はメール受付可能ですが、

「新規・更新・変更・廃止」の申請はメール受付をおこなっておりません。

必ず紙で、持参・郵送等で提出してください。

令和6年8月1日

変更届は、令和４年10月１日以降の提出分から**副本が不要**となり**全書式各1部提出のみ**となりました。
変更届の受付印を押印した控えを希望される場合は、変更届等の写しと返信用封筒（返送先住所、必要な額の切手を貼付）を必ず同封してください。**返信用封筒の同封がない場合、返信等の対応は一切いたしません**ので、ご注意ください。

【変更届】 提出・添付書類・チェック表

※提出部数は1部のみ

変更届は、変更があった日から2週間以内に届出が必要（建築士法第23条の5第1項）
ただし、所属建築士の変更の場合は3ヶ月以内に届出が必要（建築士法第23条の5第2項）

注1： 建築士事務所の級別の変更、法人格の変更、及び個人の事務所の開設者の変更（例：親→子）の場合は、一度廃業し、別の事務所として新規登録する必要があります。

注2： これらの変更に伴い建築士の住所・氏名・勤務先等の変更がある場合は、30 日以内に高知県建築士会へ別に届出が必要です。**届出先【高知県建築士会　電話 088-822-0255】**

お問い合わせ・提出先（持参又は郵送）
一般社団法人高知県建築士事務所協会
〒780-0870　高知市本町 4-2-15 高知県建設会館 3 階
電話　088-825-1231

①名　称

	書類名	法人	個人	記入上の注意点
1	**「建築士事務所登録事項変更届」**	□	□	
2	**「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」**	□		※法務局で取得した3ヶ月以内もの（原本）を添付 （ただし、更新申請と同時に提出する場合は、コピー可）

②事務所所在地

	書類名	法人	個人	記入上の注意点
1	**「建築士事務所登録事項変更届」**	□	□	
2	添付書類（ホ） **「建築士事務所付近見取図」**	□	□	事務所の位置が分かるようにﾏｰｷﾝｸﾞや印をつける
3	添付書類（ヘ） **「建築士事務所の内外写真（カラー写真、白黒不可）」**	□	□	◆内部：パソコン、机、椅子、書棚（法令集）等 ◆外観：道路を含む建物全体の写真と登録済標識板（文字の鮮明なものでかつ公衆の見易い場所に標識を掲示していることが判明できる写真）**（標識板材質はアクリライト・板等で作成【紙のみでの掲示は不可】）**
4	**～事務所所在地が本店の場合～ 「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」**	□		※法務局で取得した3ヶ月以内もの（原本）を添付 （ただし、更新申請と同時に提出する場合は、コピー可）

③役員（就任・退任・役職・氏名の変更）

	書類名	法人	個人	記入上の注意点
1	**「建築士事務所登録事項変更届」**	□		変更事項「変更前」「変更後」は、 **役員全員の役職（代表取締役・取締役　等）と氏名**をそれぞれ記載 記載しきれない場合は、「別紙のとおり」として別に提出する
2	（第三面） **「役員名簿」**	□		業務を執行する社員、取締役、執行役、社外取締役、代表権を有する支配人、若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種組合の理事等）を記入する。監査役、会計参与、監事及び組織上の支店長等は除く
3	添付書類（ハ） **「誓約書」**	□		新たに役員が就任する場合は添付
4	**「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」**	□		※法務局で取得した3ヶ月以内もの（原本）を添付 （ただし、更新申請と同時に提出する場合は、コピー可）

④開設者

	書類名	法人	個人	記入上の注意点
1	**「建築士事務所登録事項変更届」**	□	□	個人登録の開設者の氏名変更は同一人に限ります 別人に代わる場合は、新規登録の手続が必要
2	添付書類（ロ） **「略歴書（登録申請者）」**	□		
3	**「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」**	□		※法務局で取得した3ヶ月以内もの（原本）を添付 （ただし、更新申請と同時に提出する場合は、コピー可）
4	**「戸籍抄本」**		□	

⑤開設者住所

	書類名	法人	個人	記入上の注意点
1	**「建築士事務所登録事項変更届」**	□	□	
2	**「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」**	□		※法務局で取得した3ヶ月以内もの（原本）を添付 （ただし、更新申請と同時に提出する場合は、コピー可）

⑥組織(有限→株式等)

	書類名	法人	個人	記入上の注意点
1	**「建築士事務所登録事項変更届」**	□		
	「定款(ｺﾋﾟｰ)」(※1、2)	□		※1　定款最終ページの余白に下記のことを記載する 「この写しは原本と相違ありません。日付・会社名・代表役職名・代表者名」 ※2　定款の事業内容に下記いずれかの記述が必要。掲げられていない場合は、「次期の定款を改正し得る機会(株主総会等)に、建築物の設計及び工事監理を意味する事項を挿入する」旨を欄外に記載し、申請者の法人印を押印 1. 建築物の設計 2. 建築物の工事監理 3. 建築工事契約に関する事務 4. 建築工事の指導監督 5. 建築物に関する調査若しくは鑑定 6. 建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理
2	**「登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)」**	□		※法務局で取得した3ヶ月以内もの(原本)を添付 (ただし、更新申請と同時に提出する場合は、コピー可)

⑦電話・FAX

	書類名	法人	個人	記入上の注意点
1	**「建築士事務所登録事項変更届」**	□	□	

⑧管理建築士

	書類名	法人	個人	記入上の注意点
1	**「建築士事務所登録事項変更届」**	□	□	
2	添付書類(ロ) **「略歴書(管理建築士)」**	□	□	※職歴は空白期間がないように記載(「無職・アルバイト」等　記載する)
3	**「管理建築士講習の修了証(ｺﾋﾟｰ)」**	□	□	法第 24 条第 2 項に規定する講習の修了証
4	**「建築士免許証　又は 建築士免許証明書(ｺﾋﾟｰ)」**	□	□	構造/設備設計一級建築士証を取得の方はそれも必要

⑨所属建築士(増員・減員・氏名・級)

【1】(増員の場合)

	書類名	法人	個人	記入上の注意点
1	**「建築士事務所登録事項変更届」**	□	□	変更事項「変更前」「変更後」は、**所属建築士全員の氏名**をそれぞれ記載 記載しきれない場合は、「別紙のとおり」として別に提出する
2	(第二面) **「所属建築士名簿」**	□	□	全員記載
3	**「建築士免許証　又は 建築士免許証明書(ｺﾋﾟｰ)」**	□	□	★増員した方のみ 構造/設備設計一級建築士証を取得の方はそれも必要
4	**「建築士定期講習の修了証 (ｺﾋﾟｰ)」(建築士・構造・設備)**	□	□	★増員した方のみ、最新のもの(過去 3 年以内のもの) 【法第 22 条の 2 に規定する講習の修了証】

【2】(減員の場合)

	書類名	法人	個人	記入上の注意点
1	**「建築士事務所登録事項変更届」**	□	□	変更事項「変更前」「変更後」は、**所属建築士全員の氏名**をそれぞれ記載 記載しきれない場合は、「別紙のとおり」として別に提出する
2	(第二面) **「所属建築士名簿」**	□	□	全員記載

【3】(氏名変更の場合)

	書類名	法人	個人	記入上の注意点
1	**「建築士事務所登録事項変更届」**	□	□	変更事項「変更前」「変更後」は、変更があった方のみ記載
2	(第二面) **「所属建築士名簿」**	□	□	全員記載
3	**「建築士免許証　又は 建築士免許証明書(ｺﾋﾟｰ)」**	□	□	★変更した方のみ 構造/設備設計一級建築士証を取得の方はそれも必要

【4】(級変更の場合)

	書類名	法人	個人	記入上の注意点
1	**「建築士事務所登録事項変更届」**	□	□	変更事項「変更前」「変更後」は、変更があった方のみ記載
2	(第二面) **「所属建築士名簿」**	□	□	全員記載
3	**「建築士免許証　又は 建築士免許証明書(ｺﾋﾟｰ)」**	□	□	★変更した方のみ 構造/設備設計一級建築士証を取得の方はそれも必要

一級
二級　**建築士事務所登録事項変更届**
木造

建築士事務所の（名称、所在地、開設者、開設者住所、管理建築士、所属建築士、役員、電話番号、FAX）を下記のとおり変更したので、建築士法第２３条の５の規定により届出ます。

令和　　年　　月　　日

高知県指定事務所登録機関
一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿

建築士事務所	ふりがな 名称	
	所在地	（〒　　）　　電話　　（　　）
	建築士事務所の別	一級　　二級　　木造
	開設者 住所・氏名	
	登録番号	高知県知事登録第　　号
	登録年月日	令和　　年　　月　　日
	管理建築士氏名 及び 建築士登録番号	（　　）建築士（　　）登録　第　　号

（注）記載内容は変更後の内容としてください。

記

変更事項

変更前
変更後

第五号書式（第二十条関係）（A4）

（第二面）

所 属 建 築 士 名 簿

〔記入注意〕 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」□の中に✔印を付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

(ふりがな) 氏　　名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日	所属を外れた年月日

（備考）
別紙　有　□
　　無　□

計

一級建築士　　名
二級建築士　　名
木造建築士　　名
構造設計一級建築士　　名
設備設計一級建築士　　名

第五号書式（第二十条関係）（A4）

（第三面）

役員名簿

〔記入注意〕

1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。

2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」□の中に✔印を付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	役名	生年月日
男・女		大正・昭和 平成・令和　年　月　日
男・女		大正・昭和 平成・令和　年　月　日
男・女		大正・昭和 平成・令和　年　月　日
男・女		大正・昭和 平成・令和　年　月　日
男・女		大正・昭和 平成・令和　年　月　日
男・女		大正・昭和 平成・令和　年　月　日
男・女		大正・昭和 平成・令和　年　月　日
男・女		大正・昭和 平成・令和　年　月　日
男・女		大正・昭和 平成・令和　年　月　日
男・女		大正・昭和 平成・令和　年　月　日
男・女		大正・昭和 平成・令和　年　月　日
男・女		大正・昭和 平成・令和　年　月　日

（備考）

別紙　有　□

　　無　□

第六号書式（第二十条関係）（A4）
添付書類（ロ）

略　歴　書

□ 登録申請者
□ 管理建築士

〔記入注意〕
1．職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
2．勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

<table>
<tr><td colspan="2">ふりがな
氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">昭和
平成　　年　　月　　日
令和</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建　築　士　の　資　格</td><td colspan="2" rowspan="2">一級建築士　□
二級建築士　□
木造建築士　□
な　　し　□</td><td>登　録　番　号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">学歴（最終）</td><td>年　　月</td><td colspan="2">学校名及び学科名</td><td colspan="3">卒業･修了･中退の別</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="10">職歴</td><td>期　　間
年　月～年　月</td><td colspan="2">勤　務　先</td><td colspan="3">地　位　・　職　名</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第六号書式（第二十条関係）（A4）
添付書類（ロ）

略　歴　書

□ 登録申請者
□ 管理建築士

〔記入注意〕
１．職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
３．勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

<table>
<tr><td colspan="2">ふりがな
氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">昭和
平成　　年　　月　　日
令和</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建　築　士　の　資　格</td><td colspan="2" rowspan="2">一級建築士　□
二級建築士　□
木造建築士　□
な　　し　□</td><td>登　録　番　号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">学歴（最終）</td><td>年　　月</td><td colspan="2">学校名及び学科名</td><td colspan="3">卒業･修了･中退の別</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="10">職歴</td><td>期　　間
年　月～年　月</td><td colspan="2">勤　務　先</td><td colspan="3">地　位　・　職　名</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第六号書式（第二十条関係）（A4）
添付書類（ハ）

誓　約　書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

（法人の場合　法人の名称及び代表者の職氏名）

令和　　年　　月　　日

登録申請者の氏名又は名称

高知県指定事務所登録機関
一般社団法人高知県建築士事務所協会会長　殿

記

1　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者
3　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者
4　建築士法第９条第１項第４号又は第 10 条第１項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者
5　建築士法第 26 条第１項又は第２項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前１年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して５年を経過しないもの）
6　建築士法第 26 条第２項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前１年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
7　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（９において「暴力団員等」という。）
8　精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
9　暴力団員等がその事業活動を支配する者
10　建築士事務所について建築士法第２４条第１項及び第２項に規定する要件を欠く者
11　禁錮以上の刑に処せられた者（２に該当する者を除く。）
12　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（３に該当する者を除く。）

〔記入注意〕
1　登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2　2 から 9 まで、11 又は 12 のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

添付書類（ホ）

建築士事務所付近見取図（正のみに添付）

※印欄は記入しないでください。

<table>
<tr><td rowspan="3">建築士事務所</td><td>名称</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">一級　・　二級　・　木造</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2">電話　　（　　）</td><td>※登録番号
第　　号</td><td>※登録年月日</td></tr>
<tr><td>登録申請者
氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>管理建築士
氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">方位、目標建物等を記入
北
 </td></tr>
</table>

添付書類（へ）

建築士事務所の内外写真

外部 建物の外観 道路を含む建物全体	写真添付
登録標識 公衆の見易い場所に標識を掲示していることが判明できる写真	写真添付
登録標識 記載文字が識別できるよう大きく写す	写真添付

添付書類（へ）

建築士事務所の内外写真

内部 設計室の CAD,製図機械、パソコン、机等を入れ、室内全景を写す	写真添付
内部 図書、法令集等がわかる写真	写真添付